

第2回 八尾市廃棄物減量等推進審議会・議事要旨

【日 時】平成22年11月18日(木)午前10時～正午

【場 所】八尾市役所 本館6階 研修室

【出席委員】吉田会長、福岡副会長、
花嶋委員、前田(公)委員、
山崎委員、佐郷委員、小松委員、高塚委員、林委員、
辻井委員、中野委員、森本委員、榊井委員、
前田(吉)委員、西田委員、桶谷委員、北山委員

【欠席委員】吉川委員、中西委員、笠原委員

【傍聴者】1名

【事務局】角柿部長、竹田理事、吉岡次長、
益井課長、田口課長、馬場課長、西野課長補佐、
柳本係長、上谷係長、瀧澤副主査、松崎

【議事概要】(注：発言内容は、要約して掲載しています。)

1. 開会挨拶(事務局)

2. 委員出席状況

3. 配布資料の確認(事務局)

- ・第2回八尾市廃棄物減量等推進審議会次第
- ・資料No.6. 八尾市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)
- ・資料No.7. 八尾市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)について(答申)
- ・資料No.8. ごみ処理にかかる国や社会の動向について
- ・資料No.9. ごみ処理・リサイクルの動向と現状について
- ・資料No.10. 事業系一般廃棄物の経過について

4. 議事(議事進行:会長)

(1) ごみ処理にかかる国や社会の動向について

1) 資料No.8の説明(事務局)

ごみ処理にかかる国や社会の動向についてご説明させていただきます。

資料No.8の1ページをご覧ください。1. 循環型社会の形成に向けた法体系について、環境基本法の基本理念のもとに平成13年1月に完全施行された、循環型社会形成推進基本法をはじめとして、廃棄物処理法の改正、各種リサイクル法の施行など、循環型社会の形成に向けた法体系の整備が進められてきました。循環型社会を形成する法体系について、図1に示しています。

続いて2. 循環型社会形成推進基本法について、循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会における基本的枠組みを示している循環型社会形成推進基本法に基づき、平成20年3月に改

定されました。

2 ページをご覧ください。表 1 に循環型社会形成推進基本計画で示されている数値目標等について記載しています。

また、図 2 に持続可能な社会に向けた統合的取組の展開として、循環型社会、低炭素社会、持続可能な社会、自然共生社会に向けた統合的取り組みの展開を示しています。

続いて、3. 廃棄物処理法について。廃棄物処理法は、廃棄物を適正に処理し、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的に、他の公害関係法とともに昭和 45 年に制定されました。

続きまして 3 ページをご覧ください。図 3 に、廃棄物の区分について示しております。網掛けしている部分が本計画の対象範囲となっております。

次に、4. 資源有効利用促進法について。循環型社会を形成するために必要な 3 R の取り組みを統合的に推進するために、平成 13 年 4 月に、再生資源の利用の促進に関する法律を全面改正して施行されました。

図 4 に、資源有効利用促進法の流れと事業者の取り組みについて示しています。

続いて 4 ページをご覧ください。5. 個別リサイクル法の容器包装リサイクル法について。容器包装リサイクル法は、家庭などから一般廃棄物として排出される容器包装廃棄物について、消費者が分別排出し、市町村が分別収集し、事業者がリサイクルするという役割分担を明確にしています。容器包装材の適正処理及び有効利用の確保を図ることを目的に、平成 12 年 4 月に完全施行されました。

対象となる容器包装は、図 5 の通りです。「ガラス製容器」、「PET ボトル」、「紙製容器包装」、「プラスチック製容器包装」、「スチール缶」、「アルミ缶」、「紙パック」、「段ボール」の計 8 種です。

また、図 6 に容器包装の流れについて示しています。

続いて 5 ページをご覧ください。家電リサイクル法は、家庭等から排出される使用済み家電製品について、消費者、小売業者、製造業者等の役割分担を明確にし、廃棄物の適正な処理や資源の有効な利用の確保を図ることを目的に、平成 13 年 4 月に完全施行されました。

対象品目は「エアコン」、「テレビ」、「冷蔵庫・冷凍庫」、「洗濯機・衣料乾燥機」です。図 7 に使用済み家電製品のリサイクルの流れを記載しています。

次に食品リサイクル法について。食品リサイクル法は、食品廃棄物の発生抑制と減量化により、最終処分量を減少させるとともに、肥料や飼料等としてリサイクルを図ることを目的に平成 13 年 5 月に完全施行されました。

対象となる食品廃棄物は、食品の流通過程や消費段階で生じる食品の売り残りや食べ残し、また、製造、加工、調理の過程において生じる動物性残渣です。家庭から排出される生ごみは対象外です。

続いて 6 ページ、グリーン購入法について。グリーン購入法は、「再生品等の供給面の取り組み」に加え、「需要面からの取り組みが重要である」という観点から、平成 13 年 4 月に施行されております。

また、平成 21 年 9 月に施行されたバイオマス活用推進基本法は、関係者の責務を明らかにするなどにより、バイオマス（化石資源以外の動植物由来の有機物である資源）の活用に関する

施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

続いて7ページをご覧ください。大阪府では、平成13年度に一般廃棄物と産業廃棄物に関する廃棄物処理計画を策定し、府内から発生する廃棄物の最終処分量を平成22年度に平成9年度比の概ね半分にするという目標を掲げるなど、廃棄物の減量化・リサイクル、適正処理の推進を行っております。計画の基本理念、基本方針、減量化目標について以下にお示ししております。

○委員

資料8、3ページ、図3廃棄物の区分の箇所について。ごみには家庭系ごみと事業系ごみがある。私は、大阪市でビルの廃棄物管理の仕事に携わっている。そのビルにテナントとして入居している事務所が、事業所内の植木を一般の事業系ごみと一緒に廃棄していた。事業所内の植木は、事業系ごみの産業廃棄物に該当するのか、その点教えていただきたい。また、八尾市ではこういう場合、どういう啓発活動をしているのか。

○事務局

産業廃棄物については、廃棄物処理法で20品目定められています。本市条例の定義で「事業系廃棄物とは、事業活動に伴って排出された廃棄物」と定義されております。

○事務局

今ご質問された植木は、事業系廃棄物の中の産業廃棄物以外の廃棄物、つまり事業系一般廃棄物に該当します。しかし、植木の鉢の部分は瓦礫に当たるので、産業廃棄物の区分になります。

本市ではパンフレット等でごみ処理区分の啓発活動をしています。事業系一般廃棄物に該当する場合は、収集許可業者と契約を結んでいただくことになります。

○委員

植木は産業廃棄物の区分になるのであれば、事務所にこういうものを置かないように指導した方がいいのではないかと聞いている。八尾市では、ごみの指導員制度ができると聞いている。そういう人たちの役割が大事。ごみをきちんと分別するように指導に回ると良い。人間の習慣とはそんなに簡単に変わるものではない。八尾市は啓発活動しているのか。私も地域の指導員をしている時は、分別方法を指導していた。事業系ごみも指導員が行って指導されているのか。

○委員

3Rとは何を指すのか

○事務局

3Rとは、リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再資源化)を指します。それぞれの英単語の頭文字がRなので、3Rと呼んでいます。

(2) ごみ処理・リサイクルの現状と課題について

2) 資料No.9の説明(事務局)

ごみ処理・リサイクルの動向と現状についてご説明します。資料9の1ページをご覧ください。

八尾市のごみ処理、資源化の歩みの表で、主な取り組みについて記載しております。

特に重要な太字の部分をご説明します。昭和41年9月、大阪市清掃局八尾工場(焼却工場)が稼働しました。一日の処理能力は450tでした。昭和55年7月、有価物集団回収奨励金交付制度が全市で実施されました。kg当たり2円の奨励金が支給されました。平成7年3月、大阪市環境事業局八尾工場が完成しました。一日の処理能力は600tに増加しました。平成8年

10月、ごみの5種分別指定袋制が実施されました。品目は、「可燃」「資源」「埋立」「複雑」「粗大」の5種でした。平成18年6月、事業系一般廃棄物（可燃）収集運搬許可制度が運用開始されました。平成21年4月、八尾市立リサイクルセンターが竣工しました。同年10月、5種分別から8種分別へ変更されました。品目は、「可燃（燃やす）ごみ」、「容器包装プラスチック」、「ペットボトル」、「資源物」、「埋立ごみ」、「複雑ごみ」、「粗大ごみ」、「簡易ガスボンベ・スプレー缶」の8種となりました。以上、八尾市における主な取り組みについてご説明させていただきました。

八尾市は早くから多種分別を実施し、町内会のご協力をいただいて古紙類等集団回収に取り組んでいるということがおわかりいただけると思います。

表の下部に、平成8年度の大府内での八尾市の位置について示しております。

続いて2ページをご覧ください。人口・世帯数、ごみ排出量について図1、図2でお示しています。ごみの排出量は、ここ10年減少傾向を示しています。事業系ごみの排出量に関しては、平成10年度以降増加していましたが、平成18年6月以降事業系一般廃棄物（可燃）収集運搬許可制度の導入とともに減少しております。

図2の横の円グラフはいずれも平成21年度のデータです。

ごみの排出量のうち、約3割が事業系ごみで、そのうち約88%が許可業者、約12%が直接持ち込みとなっております。また、ごみの排出量の約7割は家庭系ごみで、そのうち約86%が可燃ごみです。

続いて3ページをご覧ください。資源化量について、町会等の活動によって集団回収量は高い水準を維持しております。なお、平成21年度からは、容器包装プラスチック等をあらたに市による収集対象に追加しました。

続いて家庭系ごみの組成分析について。平成21年度の8種分別実施直後の可燃ごみの組成を図4に示しています。重量比では、厨芥類（台所の生ごみ等）が約41%、紙類が約30%、プラスチック類が約12%となっております。容積比では、紙類、プラスチック類がそれぞれ約40%を占めています。

4ページをご覧ください。資源化可能物の割合を図5に示しております。紙製容器包装を中心に紙類が約12%、プラスチック製容器包装を中心にプラスチック類が約8%であり、これに、ガラス類、金属類、繊維類を加えて合計約22%です。なお、堆肥化やメタン発酵によるエネルギー回収が可能な有機性廃棄物は約43%を占めています。

5ページをご覧ください。府内における八尾市のごみ排出量、資源化量の状況について。表2に平成19年度、八尾市の生活系ごみ、事業系ごみの市民1人1日当たりの排出量をに示しております。生活系ごみ606g、事業系ごみ307gとなっております。府内における相対的順位は、17位となっております。

6ページをご覧ください。表3に平成19年度の八尾市の生活系ごみ、市民1人1日当たりの資源化量を示しています。八尾市における集団回収量は143g、分別収集量で22g、合計165gとなっております。資源化率は15.6%で、府内における相対的順位は20位ですが、集団回収による資源化量は依然として高い水準を保っているといえます。

○委員

資料No.9、5ページ表2で八尾市におけるごみ排出量で家庭系ごみは606g、事業系ごみは307g

とある。この数字はどんな計算方法で算定しているのか。

○事務局

5 ページの下に算定方法を記載してあります。1 人 1 日当たりごみの排出量は、ごみの総量を八尾市人口で割り、年日数で割ると算出できます。平成 19 年度は閏年だったので、366 日で割って算定しています。

○委員

事業系ごみの量は生活系ごみの約半分に当たる。事業系ごみは相当多量に排出されていると思う。

○事務局

八尾市は他市と比べて産業構造が違います。八尾市は中小企業のまちで、中小、零細企業の集積地になっています。一方、豊能町などはあまり産業がありませんので、当然事業系ごみが少なくなるといことになります。

○委員

私がこの質問をさせていただいたのは理由がある。大阪市では、ごみの排出量計画書の提出が義務づけられている。そこに現状のごみ量と、来年の排出計画量を書かなければならない。私は大阪でビルの管理人をしていたが、ごみ量の把握ができず、正確な数字を書くことができなかった。八尾市ではどのような仕組みになっているのか。

○事務局

これは大阪府が発表している数字です。

○副会長

各市の状況を把握しているので、こちらからご説明させていただく。

資料No.9、5 ページの大阪府下の市町村別ごみ排出量は、実際にごみ処理施設に持ってこられたごみの量ということである。事業所毎にどれだけごみを排出しているかを聞き取りして作成されたものではない。各々の市のごみ処理施設に搬入された量ということである。

ここでいう生活系ごみというのは家庭系ごみと同義である。2 ページに八尾市のごみ排出量の表が記載されている。この「家庭系ごみ」が「生活系ごみ」と同じものである。

この表 2 によると、市が収集されている家庭系ごみが「生活系ごみ」、事業所から清掃工場に直接持ち込んだもの、あるいは許可業者が収集されたものが「事業系ごみ」ということである。八尾市以外、どの市も実際に処理した量を大阪府に申告しているということになっている。

○委員

2 ページ、図 2 ごみ排出量の動向について。今年は、去年に比べて人口は 837 人減っているが世帯数は 2,080 件増えている。この数字を疑問に思って市役所の広報課に問い合わせしてみた。

人口は減少傾向にあり、世帯数が増えるのは高齢化によるものであるとの回答だった。なぜ世帯数が増えるとごみ量が増えるのか。

○委員

医者が増えれば医療費も増えるのと同じことではないか。

○事務局

八尾市の平均世帯人数が 3 人を下回り、単身世帯も増加しています。単身世帯で世帯人数が増え、当然に食事の際に一定量のごみは排出されます。八尾市では、多種分別を市民に協力いただいています。やはり可燃ごみ中で多くを占めているのは食品残渣です。そうするとどうしても世

帯が分かれてくるとごみ量が増えてきます。

○委員

了解した。可燃袋は世帯ごとに配布されているので、世帯数が増えると当然必要枚数が増える。私は大阪府で勤務していたが、去年会社を定年退職した。大阪府よりも八尾市の方が断然ごみ分別がきちんとできている。大阪府のごみ袋は透明の袋1種類だけで、産業廃棄物と可燃ごみと同じごみ置き場に置いてある。八尾市は完全に収集場所が分かっている。ただし、ごみの種類によっては、袋を1年に1枚か2枚しか使用しないのに、5枚単位で配布されている。私は、不要な分は集めて返却している。しかし、プラスチックごみの収集袋は不足している。うちは4人家族だが、1ヶ月で3枚必要である。

○事務局

指定ごみ袋については、6種類の基本セットという形で年に2回配布させていただいています。元々、指定袋導入はごみ減量が大きな目的です。当然いくらでもお渡しするわけではありません。生ごみなどに使用するオレンジ色の袋は1回につき1袋、半年分で52枚配布しています。ただ、先程ご指摘ありましたように、世帯人数によってごみ排出量は違ってきますので、世帯数に応じて10枚袋を加配させていただいております。

逆に、品目によっては必要な最低限度にするように見直ししています。不燃の袋については、使用枚数の個人差が大きいので減らす方向です。各家庭、様々な状況があります。不要な袋は、各コミュニティセンター、出張所などに返却していただき、その分を再利用しています。極力無駄なごみ袋を作らないように考えています。まずは、必要最小限の袋を配布し、足りない分は追加配布する。余った分はご返却いただき再利用するというようにさせていただいております。

○会長

足りなかったら、追加でいただけるのか。

○事務局

容器包装プラスチック用袋でも、足りなかったら配布させていただいております。容器包装プラスチックの収集は昨年の10月から開始され、ちょうど1年が経過しました。市民の方々のご意見や追加配布の状況を踏まえて、今年10月から3人以上の世帯については12枚の袋を追加配布しています。

○委員

私も、ごみ袋は余っているのもったいないと感じていた。

私たちが排出した缶とか金属類等の資源ごみを、ごみ袋から無断で持ち去る人がいる。市に収集処理してもらうのは税金を使うことになる。市の収集に出すか、個人的に収集して回っている人に出すのとどちらが費用面で良いのか。

○事務局

指定袋に入れて排出している資源ごみは、市に帰属すると条例改正をしている。ただ、実際問題として、資源ごみを持ち去る人に対する対応が遅れています。本審議会におきましてもご議論していただければと考えております。持ち去り対策として、来年度からごみ袋に啓発の文章を記載することを検討しています。

○事務局

資源ごみ持ち去り問題は、今大阪府全体でも課題として抱えています。始まりは、担当が申し上

げたように、平成16年から家の敷地の中まで侵入し、アルミ缶を抜き取り持って行くというような事態になりました。

八尾市では、条例の中で市の所有権を主張しました。八尾市の指定袋に入っているということは、市民が八尾市に対して排出しているものなので持ち去るのは不法ということです。

しかし、当時、ブルーシートを住まいとしている人たちの生活源であるという意見もあり、罰則や取り締まりは行っていませんでした。しかし、実はごみ回収業者がブルーシートの人達を使って缶を集めさせ、利ざやを稼いでいるという噂もあります。河内長野市や富田林市では、軽トラックで缶を集めて回っているという事例もあり、とても素人の仕業ではないと思われます。

さらに世相が変わり、缶の収集に携わっている人は、本当にブルーシートの人か疑問視する声があがりました。アルミなど金属類の相場が変動し、中国に売ると儲かるということになりました。最近では、アルミ缶のみならず、複雑ごみにあたるフライパン、鍋、電化製品などが売れるということで持ち去られることも多くなってきました。収集する人達も多岐にわたるようになってきました。退職した人が時間を持て余してごみを拾って回るということもあり、自転車に回っている人もいますし、軽トラックで回っている人もいます。これははっきりと違法行為です。朝早くからマンションの敷地内に入ってごみをとる人がいるとマンションの管理人さんが相談に来られるというケースもあります。今後どう対応していくかは、大きな課題です。現在われわれは府下各市の情報を収集し、状況を把握している最中です。具体的には、指定袋に、これは八尾市のごみで持ち去るのは不法であるという啓発文章を記載することを考えています。市民の方々の生活の安全を脅かすことのないよう、いろんな情報を集め、機会があればみなさんに情報をお知らせしていきます。特効薬がないのが現状ですが、持ち去られる量があまりに多すぎます。

確かに、われわれが収集し、リサイクルするまでには実際には多くの費用がかかっています。ただ、処理費用の問題ではなく、市民の方が出された家庭系一般廃棄物は市町村が処理しなければならないという責務を負っています。市が適正に処理していくべきと考えております。

○委員

今の抜き取りの件について。他市でも、条例を作っているかと思う。具体的に罰則はないのか。

○事務局

箕面市で3月から罰則の条例を設けられるとの新聞報道がありました。その他河内長野市、茨木市では既に罰則規定があります。八尾市のように所有権を主張し、持ち去りを禁止しているのは、府内では10市町村です。

○委員

しかし、罰則規定がなければ手の打ちようがないのではないかと。

○会長

無断で持ち去るのは、窃盗罪になるのではないかと思います。

アルミや鉄の値段が高騰している。私は大学でプラントを作っているが、材料の鉄が中々手に入らない。今注文したら1年から2年待ちである。昔はスチール缶は見向きもされなかったが、今は高く売れる。すごく儲かるので、ブルーシートじゃない人達が夫婦で缶を集めて回っていたりする。集めた人は中国に売却していると思われる。しかし、それらは市の財産である。資源ごみの回収で、市は儲かっていないとおっしゃったが、きちんとしたリサイクルルートに乗せれば利益が出るのではないかと。せつかくの資源であるので市に渡して欲しい。

○副会長

罰則の件だが、所有権は市にあるということは、それを持ち去ると窃盗罪になる。現行犯だったら警察が逮捕できる。奈良市では、ごみを持ち去る人を窃盗罪で逮捕したという新聞記事もあった。そうした事例が抑止力になり、罰則をわざわざつくらなくてもそういう対応の仕方もあるのではないかな。

○委員

ごみ収集には非常に費用がかかっている。普通のごみでも、ごみ処理費用の7割は収集時の人件費といわれている。処理のどの工程にどれくらいお金がかかるのかをきちんと計算をして、統計数字を出すべきだと思う。市が定常的に集めるのはお金がかかる。資源ごみといっても中には色々なものを出される人もいますので、適正にごみを排出するよう指導をする。売れたの儲かったのということだけではない。収集にお金がかかるので、たくさん集めたから儲かるというものではない。今後はそういうことも明らかにする必要がある。

○会長

今までは、ブルーシートを住居としている人達の生活の糧になっていたのが黙認していた。発想を転換して、そういう人に収集してもらい、市が買い取るという新しいシステムを八尾市から発信していくのもいいのではないかな。そうすればお互いが助け合うことになる。違法なことはだめだがいろんな工夫をしていけばいいと思う。

○委員

可燃ごみの41.2%が生ごみということである。資料6、34ページごみの資源化の推進のところにはぼかしについて記述がある。私もぼかしを試してみた。でも難点は臭うことなので今はやめている。八尾市では、ごみ処理機の普及促進のため補助金を出している。私たちはそういう制度を知っているが、知らない人も多いと思われる。仮にコンポストが4万円として、2万円補助金がおれば2万円で購入できる。ごみ処理機普及のためにどんな啓発をしているのか、普及はどの程度進んでいるのか、この資料の中からは読み取れない。八尾市では、生ごみを減らすのに、こんな取り組みをしていると啓発に力を入れていけばいいのではないかな。

○事務局

本日お配りさせていただきました資料11の52ページに、北山委員からご指摘がありました各年度の状況を記載しております。啓発については、年2回市政便りに掲載し、6月に市役所の1階ロビーで展示会を開催しています。ご指摘のとおり、現在、横ばい、もしくは減少傾向にあります。ご意見を賜りまして、さらに啓発活動をして普及させていきたいと考えております。

○副会長

電動生ごみ処理機は、一見いいように思えるが、使用するのに電気を使うし、製造するのに多大なエネルギーを使用する。これを使って生ごみが堆肥になるとしても、八尾市内で堆肥を使うところがあまりない。敢えて普及を推進するべきかどうか疑問を感じる。

○事務局

委員には前回から引き続いていろんな意見を賜りありがとうございます。
われわれは、生ごみを減量していく施策として、52ページにありますようにコンポストやぼかしという方法を推薦しています。しかし、コンポストやぼかしは臭いが気になるので、最近では電動生ごみ処理機を普及させていただいています。先程福岡先生からもご指摘がありましたが、一見し

ただけではわからない部分で、実際はどうだろうということもあると思います。

2万円を限度として半額の補助をさせていただいています。市役所一階のロビーで商品を展示していますが、中々普及率が伸びないのが現状です。過去、平成16～17年くらいで売上げが増えた理由は、テレビ番組で紹介したからです。使っていただくのなら是非補助金を活用して下さい。

○会 長

補助金を活用できる機種は限定しているのか。

○事務局

機種は特に限定していません。商品を見ていただき、値段と補助金を天秤にかけて選択していただければと思います。最初は価格が5～6万でしたが、最近では少し値段も下がっていると聞いております。

○会 長

機種によってはきちんと処理できる物もできない物もあると思われる。市で生ごみ処理機の推薦機種を指定して、業者を呼んで説明してもらった方がいいのではないかと。何でもいから買えば半額補助というのは税金を使うにしては無責任ではないか。機能についてもっと勉強した方がいいと思う。

○委 員

福岡市では段ボール堆肥、尼崎市では土嚢堆肥等という身近な堆肥の作り方がある。元々廃品を利用しているのでお金もかからない。私も自宅でやっているが、そんなに大変じゃないし、物も増えない。そういうようなものこそ第一の選択肢とするべきではないか。

○会 長

わたしもぼかしで堆肥を作ったことがある。うちでは庭のみかんにアブラムシがついて大変だったが、ある時期からびたっといなくなった。なぜかというところぼかしの菌が土の中で生きていて、それが抗生物質をつくったから。地下においたものが、根から吸収し、それが殺菌作用で虫がつかなくなった。ぼかしにはそんな効用がある。ちょっと臭いが、がまんして使用すればよいと思う。

○委 員

先程のアルミ缶の持ち去りについて。私は、持ち去りしている人によく話を聞くことがある。空き缶を自転車に積める量は40kg～50kg程度であるらしい。アルミ缶の重量が1個20g、引き取り価格は、kg当たり110円～130円くらいである。1個当たり約2円50銭となる。京都市で「空き缶抜き取り禁止条例」が審議されている。八尾市でも議会で審議されたら団結して抗議すると言っている。条例を制定するなら早い方がいいと思う。

○会 長

いろいろと難しい問題もある。切り捨ててしまうことはたやすいが、今現状それで生活している人のことも配慮したい。公園がアルミ缶の売買の場所となっている例もあり、地域住民の不満が募っている。

○委 員

私は主婦の立場で発言したい。アルミ缶が持ち去られると、ほとんど空の袋がそこらに散乱する。ごみ袋にもお金がかかっているのにもったいなく思う。一つにまとめて、空いた袋を持って帰ったりしている。私もぼかしを使っていたが、継続して使用するには材料を購入する必要があるため、今は使わずに放置している。ぼかしの材料がいろんなところで買えるようになればいいと思う。そ

ういう情報もいただきたい。

○会 長

宣伝をうまくやっていけばよくなると思う。

(3) 現行のごみ処理基本計画の概要と進捗状況・目標達成状況

2) 資料No.10 の説明 (事務局)

事業系一般廃棄物の経過について、資料No.10 をご覧下さい。事業系一般廃棄物とは、事業活動に伴って発生した廃棄物のうち、産業廃棄物以外のものが該当し、事業者から排出された紙ごみや、木・繊維性のごみ等が該当します。しかし、この中でも建設業や製造業など限られた事業から排出されたものは産業廃棄物に分類されるものもあります。

表では事業系一般廃棄物の分類を示しています。廃棄物処理法では、ごみ(廃棄物)のうち産業廃棄物を 20 種類定義し、その他を一般廃棄物としています。一般廃棄物は、事業系一般廃棄物と家庭系廃棄物に分けられます。事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外のものを事業系一般廃棄物としています。

事業系ごみの減量・資源化施策の取り組みについて、現計画において定めている数値目標と実績、目標達成について抜粋した表を記載しております。

ページ番号がなくて申し訳ございません。裏面をご覧下さい。参考として平成7年度から平成21年度の資源物、家庭ごみの年度別収集量、処理量を表にしています。表の下のグラフでは、資源類を除く家庭系ごみと直接持ち込みの年度別収集量搬入量の推移を棒グラフにしております。ご覧のように、資源物を除く家庭ごみの収集量と直接持ち込み量の合計であるごみの総量は平成17年度をピークに減少しております。

最初のページにお戻り下さい。真ん中の表5-2の箇所について。ごみ排出量の予測をご覧下さい。最新の実績である平成21年度実績(A)(グレーの網掛けになっています)と、平成23年度の目標(B)を比較しながらご覧下さい。資源類を除く収集量、家庭系ごみの可燃の欄をご覧下さい。平成21年度(A)は502.22g、平成23年度の目標(B)は525.41gです。目標達成率は104.6%となっております。その下の埋立は平成21年度(A)は9.49g、平成23年度の目標(B)は11.36gです。目標達成率は119.7%。複雑は平成21年度(A)は8.30g、平成23年度の目標(B)は13.73gです。目標達成率は165.4%。粗大は平成21年度(A)は、18.82g、平成23年度の目標(B)は33.55gです。目標達成率は178.3%。臨時ごみは平成21年度(A)は8.72g、平成23年度の目標(B)は12.52g、目標達成率は143.6%です。

目標達成率はすべて100%を超えております。但し、大阪府下の他市町村ではもっと減量の進んでいるところもございます。本審議会でご審議いただき、さらにごみの減量化に向けた計画を策定してまいりたいと考えています。

直接搬入量は、平成13年度実績は194.92g、平成18年度実績308.92g、平成21年度実績262.93gと増加傾向には歯止めがかかっております。平成23年度目標は104.41gです。現計画が策定された平成18年以降、6月に収集運搬許可制度を導入するなど、適正処理を図っていますが、目標達成率を見ると39.7%となっております。必ずしも達成率だけでは判断できませんが、まずはこの事業系一般廃棄物の適正処理および現状の施策について、当審議会でご議論を深めたいと考えております。

3 ページ目をご覧ください。(2) 事業系における取り組み状況では、現行の一般廃棄物処理基本計画における事業進捗状況のうち、事業系ごみの減量・資源化施策について抜粋しております。

11-1 減量計画書作成の義務付けについては、条例及び規則改定については完了しております。減量計画書の提出、点検及び指導は現在実施できておりません。また、11-2 廃棄物管理責任者の設置の義務付けについても同様でございます。11-4 経済的手法による減量・資源化の推進におけるオフィス町内会の結成の働きかけなど小規模事業者に対しても現在実行できていません。続いて、(3) 八尾市における事業系一般廃棄物の特徴について7項目あげております。

- 一般廃棄物と産業廃棄物に分類されるなどその処理方法についても法律等で厳しく規定されている。
- 事業系一般廃棄物は、大企業のみならず、その処理対象は中小・零細事業所にもかかるものである。
- 産業廃棄物の処理にあたり不適正処理を行う可能性がある。
- 家庭系廃棄物と違い、廃棄物の内容物や排出量が業種・事業規模によって大きく異なり、事業所単位で内容物や排出量を把握することが困難である。
- 大規模事業所では独自のリサイクルルートを確認しているが中小・零細事業所はリサイクルルートが確立されていない。
- 業種によっては家庭系ごみとほとんど同種類の廃棄物であるため、事業系ごみとして処理するという認識が低い。
- 市収集より民間業者による収集運搬経費が高いため、家庭系ごみへ混入される可能性がある。

最後のページ、(4) 事業系一般廃棄物の更なる減量化へ向けた取り組みについて、①から③に記載しております。現計画も含めた継続課題と、④食品リサイクルの促進などの新たな課題も踏まえて次回以降審議を続けていきたいと考えております。

○委員

私は、町会を長くあずかっている者である。ごみの問題については、涙ぐましい努力している家庭が多いと感じている。今回の多種分別導入に際しては、ラベルを剥がし、容器を洗い、乾燥させるなど適正処理に努めている。中にはルール違反する人もいるが、概ねリサイクルに頑張っており取り組んでいる。しかし、今取り上げられている事業系ごみについては、取り組みの中身が見えない。例えば、飲料びん類は相当な量が排出されている。駅などで大きなびんがたくさん廃棄されている。企業はどんな取り組みをして、どう努力しているのかがわれわれには見えない。

また、食堂やコンビニ等の食料品の残渣はどう処理しているのか、家庭に比べてどんな企業努力をしているのか。データとか統計資料を見たことないので知りたい。

○事務局

事業系ごみについては、廃棄物処理法の中で自らの責任で処理することが義務付けられています。八尾市も平成18年から収集・運搬について許可制度を導入し、指導しています。

企業の努力が見えにくいということですが、事業所では各々ごみの内容、量が違うので、中身を把握することが難しいのが実態です。その結果、ごみ処理施設に搬入されるごみの総量で判断するしかありません。許可制ということで、許可業者がごみを収集しますが、中身のチェックは随時行

っています。不適切な処理があれば、業者を指導するか直接事業所へ出向いて指導しています。

○事務局

本日お渡しした資料No.11(オレンジ色)の28ページに八尾市のごみの量について記載しています。収集しているのは家庭系ごみが約50,000t、許可業者及び直接搬入で28,000t。八尾市のごみの総量は80,000t弱ということです。日本全体の産業廃棄物排出量は約5億tあります。一方、一般廃棄物、事業系一般廃棄物は5,000万tで10分の1くらいです。ごみの総量からいえば産業廃棄物が圧倒的な量を占めています。通常われわれが目にするごみではなく、電力をつくるとかそういうところから発生する汚泥・金属屑などが計り知れないほど多量にあります。法律では、事業者自ら処理すると定められています。

八尾市から排出されるごみの具体的な中身については、以下の通りです。以前にあったコクヨの工場ではかなりの量の紙屑が排出されていました。分類上は産業廃棄物となりますが、リサイクルに回されていたと想像できます。鉄工所から出る金属屑は産業廃棄物として処分しておられるはずです。あと身近なものでは鶏ガラなどがいわゆる事業系一般廃棄物といわれるもので、これらは家庭系ごみに近いようなものです。オレンジの資料の28ページ、許可業者搬入22,917tとあります。これが八尾市内で出された事業系一般廃棄物の総量です。事業者の責任において、市が認めた許可業者に処理を委託しているという現状です。

一概にごみといっても多種多様です。許可業者は夜中に収集するのであまり市民の方が目にすることは少ないかも知れません。ごみ収集のパッカー車には八尾市一般廃棄物収集許可業者と明記され、許可番号・業者名が書かれています。

○委員

私は、建設現場によく行くので、もう少し現実的なお話をします。

建設現場では非常にたくさんの産業廃棄物が排出される。ごみの処理にはお金がかかるので、建設現場ではルールを守り、家庭以上に細かく分別している。段ボール、金属、鉄等。分別すると資源回収ができる。処理にお金をかけられないのでみんな努力している。

○会長

事業系のごみの中の一般廃棄物と産業廃棄物の分類は複雑である。今言及しているのは事業系ごみの一般廃棄物のことである。

日本全体の産業廃棄物は4億7千万t、一般廃棄物は5,000万tである。この5,000万tの中に事業者が出す一般廃棄物も入っている。八尾市の事業系一般廃棄物の量は、家庭系ごみの半分くらいの量に及び、その量は多いのではないか、家庭系ごみは頑張っているのに事業系ごみはどんな努力をしているのかというご意見が出た。

今のご意見の通り、産業廃棄物に対しては頑張っているが、事業系一般廃棄物については、頑張りが見えないところがある。

○委員

私はスーパーを経営しているが、商品が売れば売ればほどごみが出る。処理費もかかるので、年々ごみ量は減らすよう努力している。今までは発泡スチロールはごみにしていたが、今は中央市場に持ち込んでいる。8種分別になり、トレーを店に持ってくる人がいて、すぐに店頭がトレーでいっぱいになる。日に2～3回は片付けなければならない。ペットボトルも持ってくるがきちんと洗浄していないものも多い。モラルの向上をお願いしたい。

○会 長

スーパーなどは資源化に取り組んでいるのは良くわかる。問題は個人経営の飲食店ではないか。個人経営の店では、事業系ごみを家庭系ごみに混ぜて排出しているという話も聞く。私は堺市の委員も務めているが、ごみ処理に積極的に取り組んでいる事業所を認定、表彰している。その認定マークを店頭にはっておくと、宣伝効果が高く商売にもプラスになる。

八尾市の場合は許可制度で、事業系のごみが市の監督下にないので、直接焼却場に持ち込まれてから初めてわかる。個々の事業者と許可業者が直接交渉し、市が実態を把握していないという現状について考えた方が良くはないか。

○委 員

スーパーで買い物をしたとき、トレーが綺麗だと回収袋にそのまま入れる。ほとんど汚れていないときがある。ということはよく考えると元々トレーを使う必要がないのではないか。トレーが汚れていると洗浄するが、洗剤も水もたくさん使い、もったいないと感じる。リサイクルセンターに持ち込まれてもリサイクルに適さないものは可燃ごみに回されると聞いた。油などで汚れのひどいものは最初から可燃ごみに入れたらどうか。よごれているトレーは可燃に回すという分別の基準があればいいと思う。

○委 員

8種分別収集を導入する際に、市で説明会が開催された。その時に、可燃ごみに回して下さいという指導があった。

○会 長

多種分別に移行するときに市で説明会を開催した。汚れているものは可燃ごみに回すとよい。

○委 員

しかし、知らなくて洗っている人もいると思う。

○委 員

スーパーも努力されていると思う。スーパーも商品を売りたいわけでトレーを売りたいわけではない。トレーの使用の少ないスーパーで買い物するよう心がけるといような情報の流れがスムーズに行けばよいと思う。ごみも少なくなるし、スーパーも繁盛する。お互いにとって有益である。

資料9の2ページ、一番下のごみ排出量の動向という図をみると、平成10年から急激に直接持ち込みが増えて、平成18年許可業者の収集にした途端に減り始めているのはなぜか

○事務局

平成10年、11年頃は、八尾市のごみの一部が大阪市のごみ処理場で焼却されていた可能性が考えられます。結果として、その分は八尾市のごみとしてカウントされなかったと推察されます。

当時、大阪市でのごみの処理費は安く、ごみの委託料が1t当たり2~3,000円でした。

現在、八尾市のごみは大阪市環境局八尾工場で処理されています。八尾市は、大阪市にごみの委託料1t当たり14,200円支払っています。

大阪市では平成10年頃からごみが増えだして、よく見ると他市の分が混じっていた。これに気づいて厳しく規制するようになり、24時間ごみの検査をしたり、GPSをつけてごみの追跡調査したりしました。その結果、大阪市のごみ処理施設で他市のごみは焼却できなくなりました。このピークが平成17年です。そして18年から許可業者制になり、その結果ごみが減りました。当初、八尾市の上尾町にある埋立処分地でごみ質調査を実施したとき、ごみの中にはタイヤなどが混入してい

ました。本来産業廃棄物に入れるべきごみが一般廃棄物に混入していたのです。

今は、袋に鉄などの産業廃棄物が入り、その上に可燃ごみを入れたものが排出されています。排出事業者が悪知恵がついてきています。

事業所で働く人には外国人が多いので、きっちり分別するのが難しいという側面もあると思われます。八尾市は、府下でもごみの適正処理が進んでいる方だと思っていますが、今、八尾市と許可業者が手を携えて事業者を指導するという段階に入っています。許可業者を通じて排出事業所に適正処理をお願いしていきたいと考えております。

○委員

中小、零細事業所では、結局ごみをどのように処理しているのか。ごみ処理にかかる費用はある一定の大きさのボックスに一杯いくらという決め方である。それ以上になったら処理費が増えるので、家庭ごみに混入して排出するということがされているのではないか。そういった、ごみに対する個人の認識をどう改めていくのか。

トレーについては、プラスチックと発泡スチロールでは発泡スチロールの方が汚れが落ちやすく、乾燥しやすい。

○委員

八尾市では、市として事業系一般廃棄物処理について事業者にどのように指導しているのか。1回の指導では中々改善できないと思われる。

私はビルの管理の仕事をしていたが、大阪市では産業廃棄物の処理に際してマニフェスト(産業廃棄物管理表)が必要である。

排出事業者は、産業廃棄物の処理を委託するときに、マニフェストに産業廃棄物の種類、数量、運搬業者名、処分業者名などを記入なくてはならない制度である。

○事務局

非常に悩ましい問題です。八尾市では平成8年に指定袋制を導入しました。「可燃」、「埋立」、「資源」、「複雑ごみ」の4種類です。市内の一般の中小零細の事業所にも適用しました。平成18年に可燃については許可制度を取り入れました。八尾市の可燃ごみ指定袋は1枚当たり100円ですが、許可業者に依頼すると、月額3,000円程度は費用がかかります。

昨年可燃袋はコンビニ等で売らないようにして、できる限り八尾市の収集への排出を抑制するようにしています。事業者は、ごみを処理するのはお金がかかるという認識が薄いようです。八尾市としても財政難のおり、事業者は自己責任でごみ処理するという啓発を続けていきたいと考えております。

○会長

事業系のごみ処理にきちんと取り組んでいる優良事業者を、市が認定したらいいのではないか。認定のマークを店頭に表示する。人はほめられると嬉しいものである。きちんとやっているところは評価していくべきである。指導一辺倒でなく、評価するとモチベーションも上がる。

和歌山市では、スーパーで買い物すると今でも新聞紙で包んでいる。私たちの子供のころは、買い物すると店では商品を新聞紙で包んでいた。新聞紙を使用したらトレーもだいぶ減ることになる。

○委員

対面販売だったらいいが、スーパーではそれができない。商品はトレーに入れて積んでおかないと、混乱をきたすことになる。果物でも野菜でも今1個売りがはやっている。

○委員

家に帰ると野菜は新聞紙にくるんだ方が日持ちがよい。

○委員

地域の問題を考える時に非常に重要な問題が抽出されている。小さな事業所で、産業廃棄物排出時にはマニフェストを提出せよというのは少し無理がある。兼ね合いが難しい。処理の方法の指導も含めて、出来ることをみんなで考えて努力したらよい。ごみを減らすために有効な方法を発信していきたい。

○会長

例えば、小さな事業所でお菓子を食べたその殻袋は、事業系一般廃棄物でいいのか。ごみの分類については分類の仕方が難しく、少し混乱をきたしているようである。わかりやすく 細かく整理していただきたい。

○会長

今回は、「事業系一般廃棄物の更なる減量化に向けての取り組み」について審議していきたい。事務局に、一般廃棄物、産業廃棄物の区分について詳しい説明をお願いしたい。

○事務局

今回の日程については、1月中旬を予定しています。詳細は改めて後日文書で連絡させていただきます。本日はありがとうございました。

5. 閉会